

令和6年度(2024年度)

横須賀市立神明小学校
校長 山崎 亨

特別警報及び暴風警報発令時等における児童の安全確保について

日頃は、本校の教育活動について、ご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

横須賀市教育委員会との申し合わせにより、市立小・中・高校は、暴風警報発令時等の対応を以下のように行うこととなっています。児童の安全確保のために、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

〔登校の判断〕

- ① 横須賀市を含む地域に「特別警報」及び「暴風警報」が、午前6時の時点で発令継続中の場合は、全市的に当日が臨時休業となります。また、午前6時から登校時刻（午前8時20分）までの間に「特別警報」及び「暴風警報」が発令された場合も同じく臨時休業となります。その場合には、学校からの連絡はいたしません。なお、臨時休業措置は、当日一日（終日）を意味しますので、途中で天候が回復しても変更はいたしません。
※tvk（テレビ神奈川）のd（データ）放送で確認ができます。
- ② 「特別警報」及び「暴風警報」を伴わない「大雨警報」・「大雪警報」・「その他の警報」等の場合は、臨時休業になりません。但し、安全上の配慮からご家庭で自宅待機の判断をされた場合は、欠席扱いとはなりません。

〔登校後に特別警報または暴風警報が発令された場合〕

- ① 登校後、「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合は、児童の安全確保のため、学校に待機となります。下校時刻になっても警報が継続している場合は引き取り下校を原則としますが、学区内の状況に応じて安全を第一に考えた柔軟な対応を取らせていただきます。
- ② 「特別警報」または「暴風警報」を伴わない「その他の警報」等の場合でも、学校が状況判断をし、授業時間の繰り上げや学校待機などの措置を取ることがあります。

〔学校独自で判断する場合〕

- 「特別警報」及び「暴風警報」を伴わない「大雨警報」・「大雪警報」・「その他の警報」等が発令させた場合
- ① 午前6時の時点で、児童の登校が危険だと判断した時には、学校独自で『臨時休業』や『登校時刻繰り下げ』の措置を取り、メール配信を使って連絡します。
※学校が『臨時休業』や『登校時刻繰り下げ』の措置を取らない時に、保護者が状況により、「欠席」「遅刻」の判断をした場合でも、出席・欠席扱いにはなりません。但し必ず学校に連絡してください。
 - ② 登校後、継続して学校に留め置くことが危険と判断した場合は、メール配信で連絡し、『下校時刻を繰り上げて一斉下校』をすることがあります。その場合は、職員は、学区の要所に立ち、安全指導にあたります。
※また、下校が危険と判断した場合は、メール配信で連絡し、『保護者による引き取り』をお願いします。